災害時における軽油の供給に関する協定書

秋田市(以下「甲」という。)と秋印株式会社(以下「乙」という。) とは、市内において地震、風水害その他の大規模災害(以下「災害」とい う。)が発生した場合における軽油の供給に係る協力に関し、次のとおり 協定を締結する。

(協力の要請)

- 第1条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙は、当該要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。
 - (1) 乙が秋田市公設地方卸売市場内の自家給油所に保有する軽油を供給すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、軽油の供給のため必要と認める事項
- 2 甲および乙は、前項各号に定めのない事項については別に協議し、必要があるときは相互に協力を要請することができるものとする。

(協力要請の手続)

- 第2条 甲は、軽油の供給が必要と認めるときは、供給要請書(第1号様式)により乙に要請するものとする。ただし、事態が急迫し、文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。
- 2 甲は、前項ただし書の規定により、協力の要請をしたときは、事後に おいて速やかに文書を乙に提出するものとする。

(報告)

第3条 乙は、甲からの要請に応じて軽油の供給を行ったときは、速やかに供給報告書(第2号様式)を甲に提出するものとする。

(経費の負担)

- 第4条 第1条の規定による協力の要請に応じて実施した供給活動に係る 費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用については、災害の発生直前における適正な価格を基準とし、甲および乙が協議して決定するものとする。

(負傷等の補償)

第5条 第1条の規定による協力の要請に応じ供給活動に従事した者が、 当該供給活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にか かり、又は障がい者となった場合の補償については、労働者災害補償保 険法(昭和22年法律第50号)の規定を適用するものとする。この場合に おいて、同法の適用がないときは、甲および乙が誠意をもって協議し、 決定するものとする。 (連絡責任者)

- 第6条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための 連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)をそれぞれ置くものとする。
- 2 連絡責任者は、甲にあっては総務部防災安全対策課長、乙にあっては 本社管理グループ総務部長とする。
- 3 甲および乙は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかにそれぞれの 連絡責任者にその旨を連絡するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、令和元年5月29日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の文書による通知がないときは、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、同様とする。

(協議)

第8条 この協定の履行に当たり疑義を生じた事項又はこの協定書に定め のない事項については、甲および乙が協議し、円満にその解決に当たる ものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、 各自その1通を保有する。

令和元年5月29日

秋田市山王一丁目1番1号 甲 秋田市 秋田市長 穂 積 志

秋田市外旭川字一本木 8 0 番地 4 乙 秋印株式会社 代表取締役 三 浦 征 善

第 号 年 月 日

秋印株式会社

代表取締役 様

秋田市長

軽油供給要請書

災害時における軽油の供給に関する協定書第 1 条の規定に基づき、次のとおり軽油の供給を要請します。

記

1 供給場所 秋田市外旭川字待合28番地

2 供給日時 年 月 日 午前・午後 時

3 供給量 L

連絡責任者 秋田市災害対策本部 防災対策班

総務部防災安全対策課長 電 話 018-888-5434 FAX 018-888-5435

年 月 日

秋田市長様

秋印株式会社 代表取締役

軽油供給報告書

年 月 日付け 第 号により協力要請のあった災害時における軽油の供給に関する協定書第1条の規定に基づく軽油供給活動が完了したので報告します。

記

1 供給場所 秋田市外旭川字待合28番地

2 供給日時 年 月 日 午前・午後 時

3 供給量 L

連絡責任者 秋印株式会社

本社管理グループ総務部長 電 話 018-869-7890 FAX 018-869-7310